

我孫子市景観条例第7条に基づく事前協議が必要な行為

行為	区域及び規模		
	商工業景観ゾーン 住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア 公園坂通りエリア
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	—	地盤面からの高さが5メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超えるもの
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	—	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの
	太陽光発電設備	— 第7条第1項 第2号から 第4号【注】までに掲げる区域内における発電出力が10キロワット以上のもの	発電出力が10キロワット以上のもの
	上記以外の工作物	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの	

【注】我孫子市景観条例施行規則第7条第1項

第2号…特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域

第3号…我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)第3条第2項に規定する指定斜面林

第4号…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地